

平成25年3月19日	
資料提供	
担当課	商工振興課
担当者	楠石・松尾
電話	073-441-2744

平成25年度中小企業向け融資制度の改正について

和歌山県では、県内の中小企業の皆さんに経営の安定化などに必要な資金を円滑に調達していただくため、融資制度を設けています。平成25年4月1日から一部について改正しますので、ご案内します。

◆ 主な改正点

1. 平成25年3月末の中小企業金融円滑化法※1終了にあわせ、借換資金※2を最大限有利な融資条件に拡充
2. 県の緊急課題の解決に向けて新しく最優遇金利の『資金』を創設

- ※1 現在有している借入金の返済に支障を生じている、又はそのおそれがある中小企業者から申込みがあった場合には、金融機関は、できる限り貸付条件の変更等の措置をとるよう努める義務を負っています。
- ※2 借換資金とは、現在有している借入金を返済するために新たに受ける融資のことをいいます。返済期間を長期化し、また、複数の借入金を一本化できることから月々の返済額を軽減できます。県の借換資金では、県制度以外の信用保証協会の保証付き借入金や、再度の借換も利用できます。

◆ 改正内容

1. 借換資金（資金繰り安定資金）の拡充

〈拡充の目的〉

中小企業金融円滑化法の終了後において、経営環境の厳しい中小企業者の資金繰りを月々の返済額の軽減により支援します。

具体的には・・・

- ① 返済額の減額など返済条件の変更を受けてきた方の返済再開
- ② 現在の借入金の返済が困難となってきた方の着実な返済

を支援します。

〈拡充の内容〉

- ア 金利の引き下げ（▲0.2%）
→ 平成24年度の0.2%引き下げに続き2か年連続の引き下げ
- イ 融資期間の「2年延長」等（一部資金）
→ 借換資金の融資期間を「10年以内」に統一

2. 『安全・安心推進資金』を新設（融資利率年1.2%以内）

- ① トイレ改修及びバリアフリー化推進枠（平成25年度、26年度限定）

「紀の国わかやま国体」・「紀の国わかやま大会」までの2か年で、宿泊施設・飲食店など不特定かつ多数の方が利用する、トイレの機能向上又は既存施設のバリアフリー化を重点的に推進します。

- ② 防災対策推進枠

南海トラフ大地震などの大規模災害に備えて防災対策を実施する方を積極的に支援します。

平成25年度 和歌山県中小企業融資制度の改正一覽

■ 実施日：平成25年4月1日

資金・融資枠など		改正事項	改正前	改正後
経営支援資金	一般枠	融資限度額	3,000万円以内	5,000万円以内
資金繰り安定資金	借換枠	融 資 利 率	年2.00%以内 (返済資金に県融資制度以外の保証協会の保証付融資の残高を含む場合は年2.30%以内)	年1.80%以内 (返済資金に県融資制度以外の保証協会の保証付融資の残高を含む場合は年2.10%以内)
		融 資 期 間	8年以内 (据置 なし)	10年以内 (据置 1年以内)
	緊急支援枠	融 資 利 率	年1.80%以内 (返済資金に県融資制度以外の保証協会の保証付融資の残高を含む場合は年2.10%以内)	年1.60%以内 (返済資金に県融資制度以外の保証協会の保証付融資の残高を含む場合は年1.90%以内)
経営力強化枠	緊急支援枠と同じ	融 資 利 率	〈責任共有制度〉 借換枠と同じ	借換枠と同じ
		融 資 利 率	〈責任共有制度対象外〉 緊急支援枠と同じ	緊急支援枠と同じ
成長サポート資金	エネルギー政策推進枠	資金の移動	成長サポート資金 エネルギー政策推進枠(1.2%以内) 雇用拡大枠(1.5%以内) 認定・認証枠(1.5%以内)	成長サポート資金=1.5% エネルギー政策推進枠(1.2%) 雇用拡大枠 認定・認証枠 移動
安全・安心推進資金 (資料2を参照)	-	新 設		安全・安心推進資金(新設)=1.2% トイレ改修及び バリアフリー化推進枠 防災対策推進枠 エネルギー政策推進枠
経営支援資金 資金繰り安定資金	震災対応緊急枠	取扱終了		

※ その他 平成23年台風12号災害復旧対策資金の取扱を1年間延長(平成26年3月末まで)

【安全・安心推進資金について】

- ◇ 平成25年度新設・・・県の緊急課題に対応するため
- ◇ 3資金枠で構成（全て責任共有制度）

資金枠	融資対象	融資利率	資金使途、限度額	融資期間
トイレ改修及びバリアフリー化推進枠 平成25年度、26年度限定	<p>不特定かつ多数の者が利用する、トイレの機能向上または既存施設のバリアフリー化を目的とした改修を実施する方</p> <p>※トイレの機能向上：大便器の温水洗浄便座及び小便器の自動洗浄装置の新たな設置</p> <p>※既存施設のバリアフリー化：トイレ、浴室、出入口、廊下、階段等をバリアフリー法に定める「建築物移動等円滑化基準」に適合するように整備</p>		設備資金 1億円以内	10年以内
防災対策推進枠	<p>次のいずれかを実施する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業用建物の耐震補強等、機械・器具等の固定 2. 危険物・毒劇物等関係施設の安全性向上のための改修 3. 防災備蓄倉庫、避難階段の整備 4. 消防用設備の設置・改修 5. 自家発電設備、蓄電池の整備 6. 耐震診断の受診 	1.20% (最優遇金利)	<p>設備資金 1億円以内</p> <p>運転資金 5千万円以内</p>	<p>設備資金 10年以内</p> <p>運転資金 7年以内</p>
エネルギー政策推進枠 (成長サポート資金より移動)	<p>次のいずれかの施設等を整備する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新エネルギー利用施設 2. エネルギー効率化設備 3. クリーンエネルギー自動車及びクリーンエネルギー自動車燃料供給施設 4. 自家発電設備、蓄電池 			